第2章 事例に関するアンケートの結果と解析

2-1 事例1:特許出願と学術発表

事例1と設問

『相田教授は,助教授時代にクロレラの遺伝子発現に関する興味ある発見をした.その発見はクロレラを使った有用タンパク質の製造の基本技術につながると予想され,実証試験を行って特許出願すべきかとも考えたが,次期教授選を2年後に控えて,注目される業績が欲しかったので,応用の可能性を伏せて海外の一流誌に投稿した.相田助教授の論文は学会で高く評価され,教授選考に際しても業績として評価された.相田助教授の論文を査読したアメリカの研究者はクロレラを用いた遺伝子組み換え技術による有用タンパク質の製造に関する基本特許を取得し,それを使用した新しい産業が熱帯地域に生まれた.』

Q1-1. この事例についてどのように考えますか(複数回答可;以後の設問も同様)

選択肢-1 特許や研究成果の産業的利用の努力が人事や処遇に反映されれば特許出願努力をもっと重視するだろう

選択肢-2 迅速に出願できる体制があれば特許出願努力をもっと重視するだろう

選択肢-3 学術発表優先,特許副次的という考え方は状況によっても変わらないだろう

選択肢-4 その他

Q1-2. 教員の特許出願を促進するインセンティブについて,現状で不足するもの,推進力になるものなどに関する自由意見

なお,設問は大学関係者,TLO関係者,産業界で共通とした.

補足説明:相田助教授は大学が技術移転活動に力を入れ,特許出願を奨励しているのを知っていたが,事例のような状況下で,学会発表を優先させた.その結果,本人は個人的な利益(昇進)を得たが,研究成果を還元して国内産業に貢献するという公的な利益ということでは責任を果たさなかった.つまり利益相反が起こったとみなし得る.

. 選択肢の集計

事例1の集計結果を表2-1に示す.

大学関係者 TLO 関係者 産業界 (n=394) $(n=2\ 0)$ (n=35)回答数 比率(%) 回答数 比率(%) 回答数 比率(%) 1: 処遇反映 2 8 7 72.8 75.0 82.9 1 5 2 9 190 48.2 1 1 1 9 54.3 2:迅速出願 55.0 15.2 3:学術優先 6 0 1 5.0 2 5.7 15.0 5.7 4:その他と無回答 1 5 3.8 3

表 2-1 発明に気付きながら学術発表を優先させた事例

注1.複数回答:大学, TLO, 産業界ごとに選択肢の選択数を全回答数で除した比率(%).

注 2 . 各選択肢の: 最も多かった選択肢に実線の下線(____), 2 番目に多かった選択肢に破線の下線(____) を付した,以下の表も同様

大学関係者については、回答者394名中、287名(72.8%)が選択肢-1(特許や研究成果の産業的利用が人事や処遇に反映されると特許出願努力をもっと重視するだろう)を、190名(48.2%)が選択肢-2(特許を迅速に出願する体制があれば出願努力を重視するだろう)を選んだ、データは示していないが、123名(31.2%)が選択肢-1と選択肢-2を同時に選んだ、

選択肢-3(学術発表優先,特許副次的という考え方は状況によっても変わらないだろう)を選択した

数は60名(15.2%)であった.データは省略するが,選択肢-3を選択した60名のうち,選択肢-1および/または選択肢-2の同時選択数は31名で,学術発表優先とする教員の半数は特許出願支援システムが整備されれば特許を重視するとした.すなわち,「学術発表を優先させる」とする教員は約1/7であり,多くの教員「それなりの環境整備がなされれば出願努力を行う意志がある」ことを表明している.

大学, TLO, 産業界の回答パターンは, 表2-1に示すように3つのセクターの間にはほとんど差がなかった.しかし詳細に比較すると,大学関係者については選択肢-1のみの選択が最も多かったのに対して, TLO 関係者と産業界の回答では選択肢-1と選択肢-2の同時選択が選択肢-1の単独選択よりも多い傾向を示した(データ省略).

. コメントの解析

(TLO 関係者および産業界からのコメントは末尾に表示した.それ以外は大学関係者のコメントである.)

1 選択肢-1の選択根拠となるコメントの例

特許実績を人事,処遇に反映すべき1

- ◆ 特許は昇進のための重要な要素.
- ◆ 研究者は給与よりも研究環境の改善を望む.
- ◆ 学内における学長裁量経費などへの応募に加点.
- ◆ 公的利益責任を問うなら,問えるだけの体制の提供が必要. 評価(特に昇進,昇格)への反映が最重要.他には特許-技術移転-リターンというサイクルを整備し,成功例を出すこと.
- ◆ 日本では大学の人事評価制度に知的財産に関するものが明確に反映されていない点が,大学教官,研究者に発表優先の体質をもたらしている.日本の産業界はこの体質を認識しており, 産業界による日本の大学への投資意欲を損なっていることは明らか.
- ◆ 社会貢献とよく言われるが,研究成果を社会に貢献させるとは何の事か,そのためにはどうあるべきかをしっかり理解していただく事が一番大切なインセンティブになる.(TLO 関係者)
- ◆ 金銭的な面のみならず起業達成感が重要 ..(TLO 関係者)

特許実績を人事や処遇に反映すべきことを支持するコメントは極めて多かった.特許出願の重要性を認め,それを実現する方策を整備してバックアップすることが必要と考えられている.逆をかえせば,直接的な見返りなしには特許インセンティブが得られない可能性を示唆している.見返りとは必ずしも個人の収入や昇進・昇格に限らず,研究環境面での優遇も含まれる.

その他,特許に関しては次のようなコメントも見られた.

特許の重要性を指摘(処遇への反映に関連)

◆ 特許は学術論文1篇と同等の評価をする. 出願は口頭発表より重く見る.

-

¹ 各記号説明 . : コメントをグループ化したタイトルの前に使用 , ◆ : 回答者の個々のコメントの原文またはプロジェクトによる要約文の前に使用 .

- ◆ 特許にならないようなものは学術業績でもないことを, 教授はもっと知るべき.
- ◆ 特許を出願せず論文だけ発表するのは,他から研究費をもらって研究する人間のやるべきことではない。
- ◆ 「工業の発展」に対する義務感(科学者の有すべき責務)が欠除している.
- ◆ 特許を持たない者に対して肩身の狭い思いをさせる雰囲気づくり (現在はもっているものの 方が狭い).
- ◆ 以前は,大学の先生もとてもアカデミックであり,名誉を重んじる傾向が強かったので学術発表を優先されたが,最近では特許出願による権利の保有のほうが将来的にもメリットが大きいことを認識されてきている.(産業界)

特許の重要性を指摘するコメントは多く,一部には例示したようにかなり強硬な意見も 見られた.

一方,特許出願を処遇等に反映させるときの留意点に関して次のコメントがあった.

特許の質/実効性の見極めが必要であることを指摘

- ◆ 特許は玉石混交なので,特許出願を人事や処遇に反映させるのは無理.
- ◆ 特許にはピンからキリまであり、大部分は有用性が低いものである.特許取得を即、人事評価に取り入れると言うのも考えものかもしれない.有用な特許かどうかを見分けるのもむずかしい.
- ◆ 重要な特許に限り論文としてカウントする.特許の内容(研究テーマ)が生産に結びつくも の以外は学術発展の方がより大事.
- ◆ 新規性の高い基本特許に対しては、研究費の増額等の処置や人事考課に採り入れられる等の インセンティブを研究者に与え、実用化(産業化)された発明に対しては応分の報酬所得が 得られるようにする(法的措置を含む).(産業界)

特許の質や実効性に重視した意見が多かった.

#2 選択肢-2の選択根拠となるコメントの例

教員が特許に関与するときの負荷とその軽減の必要性

- ◆ 特許取得に余りにも時間がかかる.取るための事務に割く時間と労力が大きすぎる
- ◆ 努力が人事や処遇に反映されるとしても,教員に掛かる時間,負荷は非常に大きく「出願」と「発表」はどうしても二者択一的となってしまう.
- ◆ 研究者に出願にあたっての時間的な負担をかけないサポートシステム作りが必要.
- ◆ 整備すべきは:

特許取得・維持管理費用の先行負担

取得した特許の活用の促進 (実効性の向上)

利益還元システムの適正化

特許及びその経済効果に対する適正な評価システム.

◆ 学内発明委員会の活性化とTLOの出現により 学会発表のスケジュールに影響することなく , 特許出願できるようになると考えている . (TLO 関係者)

TLO の設置により, すでに特許出願の体制は整備されているとするコメントも見られたが, 一般的には TLO には支援体制として一層の充実を望むコメントが多かった.「特許出願」と「発表」が二者択一とするのは類型的な見方のひとつであった.

#3 選択肢-3の選択根拠となるコメントの例

学術発表が絶対的に優先

- ◆ 大学の本分は研究.特許のゆきすぎは大学研究の崩壊につながる.
- ◆ 現在の制度の下では,大学教官に課せられた任務は第一義的には,教育・研究であり,研究 の成果は公にされることで,社会に還元される.特許は副次的なものであり,それを目的と すべきではない.

学術発表優先は現行の制度,大学の仕組みの中では当然またはやむを得ない

- ◆ 学術成果の公表は,全人類的視点からの「公」への貢献であり,特許出願は利益の国や個人による"囲い込み"を意味するであろう.従来からの使命観(感でない)に立てば,前者を優先する教員が多いとしても不思議ではない.
- ◆ 人事の多様化を図らない限り,学術発表優先と言う考え方は変わらないと思われる.(必要なのは)人事の評価の多様化と思われる.

#4 選択肢—4(その他)に関するコメントの例

- ◆ 特許出願を優先すると,学術発表がおろそかになり,昇進に不利となる例が多い.(特許優先が処遇の不利に繋がる懸念)
- ◆ 特許化が難しい研究分野があるので,公平性を確保するのは難しい.(研究分野間の公平性)
- ◆ 特許出願のための時間を考えると教員として本業の仕事に支障を来たす恐れあり .(本業圧迫 懸念)
- ◆ それほど単純な問題ではない.国立大学の教員(研究者)はこれまで厳しい規制の下に置かれ産業界に積極的に貢献する意欲さえもてない状態に久しく置かれてきた.にわかに産学連携に取り組めといわれても無理な話である.特許出願と学術発表を同時並行的に為しうるような仕組み,組織とファシリティーを大学内に構築する事が必要.そのための財政的裏付けはかなりの額になるが,現状では望むべくもない.(問題の複雑性,短兵急では無理とする総合的な指摘)

事例 1 の相田教授のケースを利益相反と見なすことに関連して肯定的および否定的なさまざまな指摘があった.

利益相反と説明責任

- ◆ 納税者への説明責任も含めると,大学,公的研究機関の研究開発が国益を目指した国家的投資の側面を有することを無視できない.
- ◆ 個人の利益となるよりは,大学・国の利益にうまくつながることが必要.
- ◆ 特許出願が研究成果,社会的貢献として評価されることが必要.

利益相反の基準や定義について

- ◆ 相田教授のケースは利益相反にあたらない、本件を利益相反と規定するのは広げ過ぎ、
- ◆ 大学教員としては,学術発表を優先すべきである.このことが個人的な利益を達成するが, 公的な利益を損なったと理解するのは間違いであり,学術活動の成果発表と特許による発表 に差をつけるとする考え方こそ改善すべき.
- ◆ 現在の経済偏重な価値判断から抜け出て,人類の英知を利用すると言う見地にたって学術活動と特許保護の仕組みを考えるべき.
- ◆ (事例では)熱帯地域における産業創出という社会貢献につながっており責任を果たしている。国家への貢献という枠は妥当ではない。
- ◆ 昇進を個人的利益とみなすには違和感がある.公的利益として「国内産業に貢献すること」 は偏狭すぎる.
- ◆ 相田教授は単に学術的な評価を優先したにすぎない. 私的利益と公的利益のコンフリクトというには適当な例とは考えられない.(産業界)

. 事例1に関する小括

国立大学においては発明の届出は義務付けられているが²,そのことが必ずしも教員に周知徹底されていない.しかし,今回のアンケートから特許出願を教員の標準的な活動規範(ルーチンワーク)とすることについては大方の合意が得られていることがわかったので,現時点で,文部科学省から各大学(公務員)に発明届出義務を再確認する作業を行う(通知する)ことはタイムリーと考える.その際,届出て研究成果を特許として保護することがなぜ必要であるかを,研究の説明責任という観点から解説することが適切であろう.

一方,特許出願が教員に大きな負荷を与えることは十分に認識すべきである.ガイドラインの作成にあたっては,教員が特許活動に関与することが金銭的であれ,非金銭的であれ,何らかの形で報いられること,学術発表を遅延することがないだけの十分なサポート体制が充足されることが前提である.特に,TLOを一層整備・充実するとともに,その学内における位置付けを明確にすることも必要であろう.

.

²昭和53年文部省学術国際局長,会計課長通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」, 平成12年文部省学術国際局長,会計課長通知「国立大学等における特許等の組織的な管理・活用の推進について」参照(必携 p.69).末尾の括弧内は『大学と産業界との研究協力事務必携』 < 第四次改訂版 > , 国立大学等外部資金取扱事務研究会,株式会社ぎょうせい(以下「必携第四次改訂版」),の掲載ページで以下も同様.

2-2 事例2:余暇発明の届出

事例2と設問

『井田教授は,大学で画像処理工学の研究をしている.休日には好きな車の調整に余念がない.最近は,特に内燃機関の調整に熱心に取り組んでいる.ある火曜日,帰宅途中,今までに比べて格段に優れた内燃機関の構造を思いついた.井田教授は,大学での研究内容とは違うし,帰宅途中に思いついた発明なので,大学への届出は不要と考え,自分の費用で特許を出願した.』

Q2. 井田教授が専門外の研究成果を大学に届出なかったことについて

選択肢-1 問題ない 選択肢-2 問題あり

なお,設問は大学関係者,TLO関係者,産業界で共通とした.

補足説明:(参考)大学教員が著書を執筆して印税を得ることや芸術活動への対価を得ることは,海外の大学のガイドラインでは利益相反的にも問題ないとされている.

. 選択肢の集計

事例2の集計結果を表2-2に示す.

			_			
	大学関係者		TLO 関係者		産業界	
選択肢	(n= 3	94)	(n= 2	20)	(n= 3	35)
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1:問題なし	3 0 4	<u>77.2</u>	1 7	<u>85.0</u>	2 9	<u>82.9</u>
2:問題あり	7 9	20.1	3	15.0	4	11.4
無回答	1 1	2 8	0	0	2	5 7

表 2-2 余暇発明を大学に届出せず自費特許出願

大学関係者については,回答者394名中,304名(77.2%)が選択肢-1(余暇発明を大学に届出ずに自費で特許出願することは問題なし)を選んだ.ただし後述のように,余暇の発明であっても少なくとも届出だけは行うことが望ましいという意見が多かった.

回答の選択パターンに関して,大学,TLO,産業界の間に大きな差はなかった.

. コメントの解析

#1 「問題なし」に関するコメントの例

問題はないが届出をした方が望ましい/あるいは規則を定めるべき

- ◆ 頭脳の中には境界はないので,本来区分し難い.規則・制度である程度基準を定める.
- ◆ 問題はないが,その境界が非常に難しく,届出により,判定を得ておく事が望ましい.また, 大学がその組織として活力を公的に知る機会にもなる.

届出るべきとするコメントは比較的多かった (「問題あり」のコメントも参照).

勤務時間外は縛るべきではない

- ◆ 勤務時間外で,かつ大学の資源を利用していないので大学との間で利益相反はないと考えるべき.いくら大学教官であるからといって,その教官の職務外のすべてについてまで大学が 把握する必要があると考えるのは行き過ぎ.
- ◆ 趣味で何をしようが当人の勝手.大学・他人がとやかくいう問題ではない.

◆ 余暇の発明を届け出る必要があるなら,余暇時間も勤務時間と見なすべき.

3 つ目のコメントに関しては 2 4 時間公務員であることが義務付けられている役職者の一部の場合は『余暇の発明』は存在し得ない可能性がある.そのような区別を含めてのガイドラインが必要である.

余技や趣味はプラスの効果が大きいので問題ない

◆ 自分の研究以外であり、学内的設備や研究資金など本発明には、関係していない、逆に、豊富な趣味等による知的活動は、教育・研究に大きな効果を与えるものであり、これから派生する発明は全く個人のものと判断されるべき、

その他

◆ 事例2の井田教授が不必要な配慮を強いられたのも,国立大学の教官が一般公務員と同列に扱われ,本業と余技の区別さえ自由に判断することができぬまでに追いやられてきた.この制度上の欠陥を正すべきである.

#2 「問題あり」に関するコメントの例

届出をしなかったことが問題

- ◆ 発明は理由を問わずすべて届け出ることに規則が決まっている、帰属は別問題、
- ◆ 現状の規則に違反する行為である.
- ◆ 大学の教官は出願した特許はすべて大学に届出を行い,個人特許として承認を受ければ良い.
- ◆ 発明が本業とは異なる点を説明する申し立て書を出すべき.
- ◆ 思いつきの時期を証明できるものがない以上,届け出るのが順当と考えられるが,コンサルタントが身近にいれば解消可.

「問題あり」の回答79例の内52例にコメントが付されていたが,その内の35例では届出義務を怠ったことが問題,あるいは届出なかったことが問題とするものであった. 余技の発明も届出が義務であるという点については,研究協力事務担当者の回答の中でも見解が分かれていることから明確にルール化されたものでないように思われる.余技発明は個人帰属であることの明記を含めて規則またはガイドラインで大学内に周知すべきであるう.

事例は本業である

◆ 本業と理解される.

大学の提供する便宜が問題

- ◆ アイデアを実践するのに大学の施設等を利用する場合が多い.
- ◆ 単なる思い付きだけで特許になるとは思えない.これまでの実験等を踏まえてのこと及び実 証実験も必要と思われないので余技とは言えない.
- ◆ あくまでも職業の延長線で得られた成果である.

知的活動に公私の別は困難

◆ 大学人の知的活動を私的なものと公的なものに区別することは難しい.この事例が,個人的なものと断定することはできない.大学人の発明は,他の方法で守られるべき.

- ◆ 大学教員の思考時間に勤務時間を当てはめるのは難しい. 国立大の場合には教特法がある.
- ◆ 帰宅途中思いついたものでも日ごろの大学での教育研究が深くかかわっており,純粋に個人的なものでは有り得ない。
- ◆ 専門領域が違うとは言え,同じ工学領域の発明であるからバックグラウンド的知的財産の問題が生じるのではないか?
- ◆ 発明の基礎知識,技術はこれまでの蓄積による.

芸術とは異なる/文化活動も例外ではない?

- ◆ 芸術活動の場合は多少異なるが、研究活動に関係する場合は、個人的に届出必要性の可否を 判断するのはまずい、所属機関の判断を待つべき、
- ◆ 大学教授がカッパブックスからミリオンセラーの本を出版する,芸術系の大学学長が芸術活動で莫大な収入を得るのがなぜ問題外なのかの方が理解に苦しむ.(問題なしのコメントから)

その他

- ◆ 著作物も知的所有権の対象として発明並みに扱うべき .(TLO 関係者)
- ◆ 民間企業では,自由発明については届出義務を課していない.届出義務を課すと,法的にも 問題がありそうである³.(産業界)

国立大学教員の本務と本務外についての判断は教員の職務,勤務に関する根本的な課題であり,より高次の判断に委ねる外はない。

なお,企業における新製品開発のプロセスでは,革新的なアイディアや製品は企業研究者の暗黙知によって生まれることが多い.暗黙知から生まれた発明も企業ではたいていは 職務発明となる.

. 事例 2 に関する小括

大学関係者の77%は余暇発明は大学に届出なくてもいいと考えている.しかし,ここではむしろ余暇発明であっても届出をしないことに問題があると考える教職員が20% もいるという点が注目される.知的活動は公私の別が困難であること,国立大学教員は基本的に公的便宜の提供を受けていること,届出義務と帰属とは別問題であることなどが後者の主な理由である.

いうまでもなく知的生産活動は,長期にわたって個人の思考に刷り込まれたあらゆる情報が総合されて産み出される.余暇発明であっても教員の研究活動と全く独立のものであるとは言い切れない面があるので,国立大学教員の発明はすべて発明委員会に届出るのが透明性確保のためには望ましい.届出られた発明が職務発明で国有特許として処理されるべきものであるか否か,自由発明であれば教員の研究との関連があるかどうかを判断するのも難しいが,各大学でそのような判断の基準を経験しながら徐々に整備して行くべきであり,そのためにも全発明を大学のしかるべき部署(発明委員会でもそれ以外の機能単位でもいい)に届け出ることがまず必要になる.

³ 今後の検討課題

2-3 事例3:応用を目的とする科研費の延長線上で行われた発明の権利の帰属

事例3と設問

『宇田教授はロボットに関する科学研究費補助金の研究成果を学会で発表した.発表後,ロボットサイエンス社(ロ社)の社員から実用化の問題点について質問を受けたので,通信技術の開発が課題であると回答した.宇田教授は口社とその社員とはこれまで面識がなかった.質疑が終了したので,フロアーに出ると,先ほど質問した口社の社員が待ち受けていた.次の講演までの時間を利用して,2人でロボットのアイデアを検討した.特に懸案になっていた通信機能について,ロ社の社員の知恵を借りて,ロボットのアイデアを完成させた.その過程で発明が生まれた.宇田教授はロボット開発のために特別の研究経費(科学研究費補助金)を受けていたが,今回生まれた発明は,科学研究費補助金を受けていない口社の社員との検討の末,生まれた共同発明だったので,校費を使って生み出した発明と考え,特許を受ける権利は個人に帰属するという内容の発明届出をした.なお,宇田教授の最近数年間の研究の主たる部分はロボットの開発を目的とした科学研究費補助金で行われていた.』

Q3. 宇田教授の選択についてどのように考えますか

(大学関係者および TLO 関係者への設問)

選択肢-1 自分でも同様の選択をするだろう

選択肢-2 自分なら国有特許にするだろう

選択肢-3 その他

(産業界への設問)

選択肢-1 自分が大学教員でも同様の選択をするだろう

選択肢-2 自分が大学教員なら国有特許にするだろう

選択肢-3 その他

補足説明:この事例はむしろ特許を受ける権利の帰属に関する制度的な問題に関連するかもしれないが 実例としては極めて多いであろう.判断する過程で利益相反の可能性が生じる.

. 選択肢の集計

事例3の集計結果を表2-3に示す.

表 2-3 応用目的の科研費の延長線上の発明の権利帰属

	大学関係者		TLO 阝	TLO 関係者		産業界	
選択肢	(n= 3	94)	(n= 2 0)		(n= 3 5)		
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	
1:自分でも 同様の選択を するだろう	1 4 2	36.0	1 3	65.0	4	11.4	
2:自分なら 国有特許に するだろう	1 6 8	42.6	0	0	2 0	57.1	
3:その他	7 6	19.3	7	<u>35.0</u>	1 1	31.4	
無回答	8	2.0	0	0	0	0	

注:大学関係者の1例は選択肢-2と選択肢-3を同時選択したが,コメント内容から選択肢-3としてカウントした.

大学関係者については、回答者394名中、142名(36.0%)が選択肢-1(自分でも同様に校費による発明=個人帰属を選択)を、168名(42.6%)が選択肢-2(国有特許に

する)を選んだ.また,76名(19.3%)がその他(選択肢-1と選択肢-2のいずれでもない)を選択した.TL0関係者および産業界の選択状況は対照的でTL0関係者では選択肢-1,産業界では選択肢-2がそれぞれ回答の約2/3を占めた.大学は両者の中間的な選択パターンであった.

大学で比較的遭遇しやすいと思われるこのようなケースの場合に回答が非常にばらついたことから,教員は自らの判断で様々な選択をしていることが示唆される.一方,TLO関係者で個人有にする選択肢が多く,国有にすると考えた回答はゼロであった.これに対して,産業界は国有にするとする選択肢が多かった(選択肢・1または-2を選んだものにしぼれば4例対20例と極端に国有選択が多い)のは,コメントから窺われるように,産業界では科研費研究から生じる発明に対する権利は国有になると一般に信じられているためと思われる.

. コメントの解析

1 選択肢-1(自分も校費で実施した研究からの個人有発明として処理するだろる) の選択根拠となるコメントの例

特許は個人有が正しい

- ◆ 特許は本来それに至る研究資金の出所に無関係に発明者個人に全て帰属させることをまず第一の原則とすべきである、特に科学研究費は科学研究のための経費で特許出願を目的とする経費ではない、これがそもそも特許権の歴史的考えである。
- ◆ 科学研究費補助金が応用開発を目的とする国からの特別の経費となりうるとする解釈には疑問がある. 科学研究費補助金による発明は個人所有が原則(科研費による研究成果の帰属の解釈は統一されておらず,文部科学省の中ですら対立がある).

国有に問題があるので個人有を選択

- ◆ 国有特許にすることは手続きが繁雑.海外出願に至ってはとてつもなく繁雑.日本国の財産 になればよい.
- ◆ 現状では国有特許にすることの意味が薄いのではないか.大学が特許権を所有できるようになれば,研究者の意識も大きく変わり得るのではないか.

TLO や JST に管理させるべきだから個人有がいい

国有特許が問題であるから個人有にすべきという消去法,あるいは TLO や JST に管理させるために個人有にすべき等の手続論的な意見が上記の最後の2つのカテゴリーの中に見られた. TLO 関係者の多くが選択肢-1を選んだこととも符合する. TLO 関係者から,国有特許自体に問題があるとの指摘が多くなされた点も特徴的であった.

#2 選択肢-2(国有にすべき)の選択根拠となるコメントの例

科研費が基になってるから国有にすべき

- ◆ 科学研究費の研究成果が基になっており、国有特許にすべきと考えられる。
- ◆ ロボットの開発を目的の特別な科学研究費を受けているので研究成果発表後であっても国に 譲渡すべき。
- ◆ アイデアを完成させるまでの研究の主要部分が科研費によって行われているならば,科研費による成果と考えるべき.

一般論

- ◆ 大学人の知的活動を明確に公的なものと私的なものとに区別することは難しい.特に掲げられている事例では,特許に結びついた発明とそこに至るまでの知的活動を明確に分けられない.その場合,特に国立大学の教員としては,公的な活動の一環と捉えるのが妥当.
- ◆ これを個人帰属にするとほとんど全ての発明を個人帰属にする理由付けが可能になる.
- ◆ 無意識の内に職業で得た内容が含まれると考える.

科研費が基になっているから国有にすべきという意見は産業界に特に多かった.

#3 選択肢-3(その他)に関するコメントの例

次に示すような様々なカテゴリーのコメントが示された.個々のコメントについては資料編を参照されたい.

企業との共同出願にすべき

権利の帰属を判断する部署が必要

制度上の問題点の指摘

利益相反との関係についての指摘

実施化のスピードが判断の基準になる

事例3に関する小括

本事例は教員が比較的しばしば遭遇する状況を想定したものであったが,判断を悩ませたようである.幾つかの指摘があったように「状況の説明が不十分で答えられない」ということも確かにあったかもしれないが,判断基準が明確になっていないことも次のコメントから窺い知れる.

「科学研究費補助金による研究成果の帰属の解釈が統一されていない」文部科学省の中ですら 対立がある。「試験研究」が廃止された今日においても、科学研究費補助金が応用開発を目的と する国からの特別の経費となりうるとする解釈には疑問がある。科学研究費補助金による発明は 個人所有が原則であり、例外として国有となる場合があると解釈されるべき。最近、科学研究費 補助金であれば国有が原則だとの間違った解釈(指導)がある。事例の場合は、科学研究費補助 金だけでアイディアが出たわけではないので、個人所有が適当であると考える。国有とするか個 人所有とするかは発明委員会が決めることで、届を出す教授がどう考えようが関係ない。」 このコメントの末尾に,権利の帰属の判断は発明委員会が決めることで教授がどう考えようと関係ないとあるが,発明委員会が,果たしてこのように責任をもって判断できているかどうかは疑問である.発明委員会(またはそれに代わる機能)の強化も大きな課題である.

回答の選択肢が分散し、コメントが多岐に亘ったことは、教員が最も日常的に遭遇する本事例のような状況の判断のためにもガイドラインが是非とも必要であることを示唆している.さらに、現行の制度下ではどうしても教員の個人的な判断(自己裁量)による場面が多いと予想されることから、判断の基準として、利益相反の概念を提供することは有効だろう.

2-4 事例4:個人有発明の出願ルート - TLOの使用と「大学への忠誠」

事例4と設問

『江田教授は毎年20件近い発明を行っている.発明委員会で個人有と判断された発明は,実用化が比較的容易に見通せるものについては企業に譲渡している.それ以外は江田教授の勤務する大学に関連の深いTLO(tlo株式会社)経由で特許出願している.江田教授が実用化見通しの立ちやすい発明を企業に譲渡するのはその方がスピーディーに実用化できると考えるからである.なお,江田教授が勤務する大学では,学長から,なるだけtlo株式会社を利用して特許を出願することが望ましいとの意向が示されていた。』

Q4-1. 江田教授の選択についてどのように考えますか

(大学関係者および TLO 関係者への設問)

選択肢-1 妥当な選択である

選択肢-2 大学の tlo 株式会社を優先的に利用するべきである

選択肢-3 その他

(産業界への設問)

選択肢-1 妥当な選択である

選択肢-2 自分が大学教員なら大学の tlo 株式会社を選択をするだろう

選択肢-3 その他

04-2.

(大学関係者および TLO 関係者への設問):海外では『大学への忠誠』を利益相反のマネジメントの原点に置いているが,我が国でその考え方があてはまるか

(産業界への設問): 利益相反的な状況にある『大学への忠誠』についてどのように考えますか(我が国でそれに相当するケースがあるかどうか,何がそれにあたるかなど;産業人の会社に対する忠誠との対比でもコメントして下さい.)

補足説明:もし,tlo株式会社を経由して特許出願することが大学機関として合意されていたとすれば,tlo株式会社を経由しないことは大学への忠誠に背くことになる.ちなみに,例えばスタンフォード大学の利益相反のマネジメントの文書は『スタンフォード大学の教員は大学への忠誠が義務であり,』で始まっている⁴.忠誠は利益相反の有無の判断の重要な基準である.

. 選択肢の集計

大学関係者, TLO 関係者および産業界の回答の集計を表2-4に,また,大学関係者については現役職,現在の仕事の重点等を分けて比較した結果を表2-5に示す.

表 2 - 4	発明の実用化見通し	/による譲渡先	(企業またけ TI 0))の使い分け
4X	76.000/36/00 III, 76.100 L	ノ IC へ へ) R2で //マ ノ I .		, vjig-v i /i i /

				• • • •		
選択肢	大学関係者 (n= 3 9 4)		TL0 関係者 (n= 2 0)		産業界 (n=35)	
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1:妥当な選択 である	1 4 1	35.8	4	20.0	1 0	28.6
2:TL0を優先的 に利用すべき	2 0 8	52.8	1 3	65.0	2 2	62.8
3:その他	3 5	8.9	3	15.0	3	8.6
無回答	1 0	2.5	0	0	0	0

注:大学関係者について,選択肢-1と選択肢-2を同時選択した1例は,コメント内容から選択肢-2としてカウントした.

-

⁴ http://www.portfolio.stanford.edu/100906

大学関係者については,回答者394名中,141名(35.8%)が選択肢-1(妥当な選択である)を,208名(52.8%)が選択肢-2(TLOを利用すべき)を選んだ.その他は10%以下であった.TLO関係者および産業界の選択では,いずれもTLOを利用すべきとする比率がやや大きかった.

大学関係者については,表2-5に示すように,職務内容や職責によって選択肢のパターンに差が見られ,研究協力事務関係者ではTLO優先利用を選択した比率が著しく大きかった.大学経(運)営責任体制のトップにある学長,副学長と技術移転を含む産学連携コーディネーションの職責にある者の回答パターンはTLO関係者,産業界のそれと類似していた.教育研究の第一線にいる教員(下記の表の「その他」)では選択肢-1と2の選択数は近似した.

	研究協力	学長	コーディネー				
	部/課長	+	ション	その他	全体		
選択肢	+	副学長	+				
	事務		技術移転				
	(n=31)	(n=73)	(n=51)	(n=239)	(n=394)		
1:妥当な選択	12.9	28.8	35.3	4_10_	35.8		
2:TL0 優先利用	<u>83.9</u>	<u>63.0</u>	<u>54.9</u>	<u>45.0</u>	<u>52.8</u>		
3:その他	3 . 2	2.9	7.8	11.6	8.9		
無回答	0	4.3	0	2.4	2.5		

表2-5 事例4の選択肢の現役職別集計

. コメントの解析-1:選択肢について

1 選択肢-1(TLOの使用が望ましいとされていても企業に譲渡することは妥当)の 選択根拠となる代表的なコメントの例

TLO は大学の組織ではない

- ◆ この場合は TLO が大学の組織でなく 大学に関係の深い TLO 株式会社であるからこれでよい. 個人の意思で入る TLO であれば選択肢 1,全職員が入っている大学の TLO の場合には選択肢 2 が正解と考える.
- ◆ 現状において, 江田教授の判断の適否を問われれば, 妥当だと思う. T L O が株式会社である以上, 大学としても T L O 利用を強制できないはず. T L O がスピーディーに実用化を図れるようになっていることを前提に, 大学がルールを定めることが先決ではないか.

雇用契約がないから TLO を使わない

◆ 現時点では,選択肢-1が妥当.本来は解説とあるように,大学と教員の間でチャンとした雇用契約を結びそこで処理すべき.

TLO は機能が十分整備されていない / 位置づけが不明確 / 育成が必要

- ◆ TLO の能力不足,海外出願がまったくできない,わが国に強い特許が生まれることが重要,
- ◆ TLO を育てるという意志を有する人はほとんどいない. 改善をはかるべき.
- ◆ 国内産業に有効に役立つのであれば現行の制度下では妥当な選択.このような選択肢がある かぎり大学の TLO はいつまでも中途半端な存在のままだろう.
- ◆ TLO よりも JST の方が発明者に利益が多いなどで TLO 自体にも問題があるので ,大学が TLO を利用することを求めること自体 , 発明者の利益を損なう恐れがある .

企業ルートは有効/選択肢として残すべき

- ◆ 特定の企業に譲渡する方が,事務的なわずらわしさが少ない.
- ◆ 発明委員会での判断基準で対応している点から,特に,本例も問題ないものとしてほしい.

TLO を優先的に利用しない根拠として TLO が大学の組織ではないことをあげるコメントが多かった.何らかの形で TLO の利用をオーソライズすれば十分利用されるようになるであろうが,現時点で個人有の発明を TLO に譲渡することを制度として定めることができないというジレンマがある.法人化されれば状況は変わるというコメントもいくつかあった.雇用契約の示唆はその一つである.また,現在の TLO の実力アップも課題である.企業に譲渡するルートを重視するコメントは意外に少なかった.

- # 2 選択肢-2 (TLOの優先的な利用)の選択根拠となるコメントの例 TLO利用が大学の意向であれば従うべき/組織人としての行動規範が必要
- ◆ どちらのルートをとっても結果は同じであるが,大学人としては,自分の属する組織の活性 化を願った行動をするのが当然である.
- ◆ 個人有であっても,一般の校費で研究が行われたのであれば,大学の意向を尊重して個人は 行動すべき.江田教授のように考えると,TLOには採算性のとりにくい特許のみが行くことに なるのではないか.
- ◆ 学長の方針が示されており, TLO も設立されているのであれば TLO を利用すべき.
- ◆ 大学との契約が成立していないのであるから許される行為ではあるが,モラルの面から許しがたい.これからは契約を作る必要があるとの例である.
- ◆ 所属大学に TLO があるならば, なるべく利用すべきである. それが所属大学にとってもプラスになる.

TLO は公的な性格を持つから使うべき / TLO を育てることが必要

◆ 個人有といえども公的支援の下で実現した発明であるならば,公的性格を一定程度有するTLO の運用に委ねる方が妥当.

TLO 利用をルール化すべき

- ◆ 特許出願は TLO 経由を原則とすべき.
- ◆ TLO のシステムが確立されている場合には,スタンフォード大学方式が発明者,大学,企業の それぞれにとって健全な在り方.
- ◆ TLO は個々の教授の利益を侵すものではなく、その研究環境も含めてサポートするものと考えているので、ルール化も当然だし、守ることが必要.

企業経由の出願が必ずしも効率がいいわけではない(TLOにもメリットがある)

◆ 今回のように,教授と企業だと,契約やロイヤリティーの部分で企業の有利なように話が進んでしまう.大学での発明なので企業にロイヤリティーを取られるのは避け,TL0を利用すべき.

- ◆ 譲渡した先の企業が実用化するとは限らない.
- ◆ 大学の研究を社会のための実用化にむすびつけるには TLO がより公正.
- ◆ TLO よりも企業に譲渡した方がスピーディーに実用化できると考える所に問題があり, TLO を介した方が企業との交渉がスムーズにいき,スピーディーに実用化され,妥当なロイヤリティが還元されるという環境を作るよう TLO が努力することが重要.(TLO 関係者)

その他

◆ 個人帰属の発明の処理方法は自由である.しかし技術移転困難な発明を押付けるために TLO があるのではない.(TLO 関係者)

上記の意見を総合すると、TLO・は現在は必ずしも実力が十分備わっているとはいえないが、組織としてそれを公式ルートとして認知し、使用することにより、大学にもプラスになるようにすべきであると要約できる、次の#3(その他を選択)のコメントも基本的にはこの要約と同じ文脈にあり、かつそれを補強するものである。また、企業に譲渡することが必ずしも発明が効率的に活かされる訳でもないことがTLOを使うべき根拠として指摘された、第3章(ガイドライン案)で示す死蔵の問題である。

#3 選択肢-3(その他)の選択根拠となるコメントの例

TLO の主旨が不徹底 / ルールとして不明確

- ◆ 現時点では仕方がなかっただろう. しかし,今後 TLO に回すべきである. そのために TLO の活動の主旨,利点の PR をもっとすべき.
- ◆ 日本の大学でも詳細な規定,契約を整えるべき.
- ◆ TLO を優先的に利用して欲しいところだが,江田教授の選択はこの状況では許容される範囲であり,非難されるものではない. TLO 優先とするには,機関としての何がしかの合意が必要.

サポート体制が不十分

- ◆ この様な状況がおこるのは出願費用を企業が負担している場合であることが多い.研究費から特許出願費用が支出でき,TLOに譲渡するルートを早く確立すべき.
- ◆ TLO が独立採算で運営されている場合,資本が脆弱であり,全ての権利を買い上げて,出願し,ライセンス営業が可能な訳ではない.大学や地域の多岐に渡る出願案件を絞り込まざるを得ない場合には,止むを得ず,江田教授のような選択肢を採用するしかないのが現状ではないか.むしろ現状は,権利の買い手を伴って,TLOに相談に行くといった状況であろう.
- ◆ TLO のサポート体制に依存すると考える.実用化がスピーディに行えない状況であれば社会 的な責任を果たせない状況になることも考えられる.

『大学への忠誠』の問題について

本アンケートで『大学への忠誠』を取り上げた理由の一つは,『利益相反的な状況』「に示したようにスタンフォード大学が忠誠(allegiance)を利益相反の有無の判断の重要な基準としていることであり,我が国の国立大学においても,教員に特許出願という過重な負担を許容してもらうために allegiance に頼ることができないかと考えたためである.

.

⁵ 本稿では補足的説明として示した(p.22 参照)

Allegiance は研究社の英和辞典によると『(君主・国家に対しての)忠誠(loyalty)』と訳されている.このような言葉本来の意味によって,一部の回答者から言葉自体に対する抵抗感を与えてしまったようである.むしろ『(大学という)組織に対する帰属意識』とした方が分かりやすかったかもしれない.

もう一つの背景は'組織の構成員としての意識が自発的な力の基になる'という仮説であり(中村雄二郎,哲学の五十年,青土社,1999年,p.336,『すべての力の源泉は共同体の各成員の意識のうらにある』),大学は教員にとって力を生み出すための共同体になりうるのではないかと考えたことである.

数年前までは特許出願は大学教員の研究遂行条件や処遇にほとんどプラスにならなか った、そればかりか、特許出願や維持に要する時間とエネルギーは教員の唯一の評価基準 である研究論文の作成とそのための研究活動を阻害することもしばしばあり得た.そのよ うな状況の下で,教員が自らの昇進や処遇にあまり役立たない特許(発明)に勢力を注ぐ インセンティブはほとんどなかったといっていい、ところが近時,知識経済が謳われて大 学こそ知的財産の源泉であるとみなされ、大学教員には特許を出願することが強く求めら れるようになった.このために大学等技術移転促進法が制定され,TLO が設置され,教員 の個人有の発明は TLO を介して特許化することが期待されている . 各 TLO は大いに努力し てはいるが、全体的にはまだまだ未熟な状態であるので、そのような TLO に教員の発明が 譲渡されるには現段階ではよほどの理由付けやインセンティブが必要である.さらに.こ れまでは個人有の発明は企業に譲渡されることが多かった、それにより教員は特許という 過重な負担から解放されるだけではなく,企業からさまざまな間接的な見返りが得られる こともあった. 教員が発明の譲渡先として TLO を選択するにあたっては, 魅力的な選択肢 であった企業への譲渡を上回る要因が必要であると思われるが, 今すぐそれが期待できな いとすれば , allegiance でプッシュすることができないだろうかと考えた . また , スタン フォード大学と同様,日本でも『大学への忠誠』が利益相反の有無を判断する基準になり うるかを知りたいと考えた.

このような動機により事例4のような状況を提示して『大学への忠誠』への関係者の見解を問うたのである.その結果,広汎な回答(コメント)が得られた.以下,代表的なコメントを分類・要約して列記する.個々のコメントについては資料編を参照していただきたい.

忠誠は当然のことである

- ◆ 学長が『望ましい』というのであればそれに従うのは当然.
- ◆ 大学への忠誠は教員の義務として重要 / 大学への忠誠は当然 / 大学人としては「大学への忠誠」が最優先されるべき / 個人(私的)の利益よりも大学 , 大学よりも国家の利益が優先する .

しかし現在の大学では忠誠を語るのは難しい/法人化・契約で状況は変わるであろう

- ◆ 国立大学は現状では「組織」とは考え難く、そこへの「忠誠」も考え難い/国立大学である ので大学への忠誠は成立しない。
- ◆ 現在(日本の)大学の概念(notion)はあいまいで,大学への『忠誠』というものは巨大官僚機構の中で無事に過ごす程度のことを意味するにすぎない.
- ◆ 国立大学が法人化して初めて忠誠が語れる / また忠誠に準拠した基準も考えうる / 法人化により忠誠が求められるようになる.
- ◆ 契約という概念があって初めて忠誠を考えることができる.
- ◆ アメリカでは大学(雇用主)と個々の教員(被雇用者)との間の契約関係が忠誠(loyalty)の基礎の一部になっている.(日本でも)契約をもっと利用するようになれば忠誠は助長されるかも知れない.

TLOとの関係で『忠誠』をいうのであれば充足しなければならないことが多い

- ◆ TLOはそれだけのパーフォーマンスが必要である(現在はサポート体制不十分).
- ◆ TLOの大学の中での位置付けを明確にしなければならない.
- ◆ 発明に関する権利が個人有であることと『忠誠』の間には矛盾がある.
- ◆ TLOの利用を『忠誠』なり何なりによって期待するなら制度化、明文化するなどが必要.

現状では忠誠は利益相反のガイドラインの基準にならない

◆ モラル(忠誠心)はガイドラインにはなりえない.

その他の意見・提言

- ◆ 大学が忠誠にある程度は応られるようになってないといけない.
- ◆ 大学への忠誠よりも国民への忠誠という視点の方が重要.
- ◆ 「大学への忠誠」より「学問への忠誠」が優先される。
- ◆ 大学の利益と個人の利益の一致が必要.
- ◆ 「大学への忠誠」は時代錯誤.
- ◆ 「大学への忠誠」という言葉は封建的表現で感心しない.
- ◆ 特許出願数がベスト30の大学の評価項目の一つになれば状況は変わる.
- ◆ 大学への忠誠という考えでなしに地域産業との連携協力で貢献する環境作りをしたい.
- ◆ 「大学への忠誠」という言葉が極めて抽象的である.ルール作りを進めるべき.
- ◆ 外部資金の導入が多くなると「大学への忠誠」は失われていくのでガイドラインが必要.
- ◆ 忠誠とは「信頼できる関係」.(産業界)(プロジェクト注:卓見である)
- ◆ 組織への忠誠は, その組織が個人にどれだけ適切な評価にもとづき評価を下すかにより定まる.(産業界)(同上)

産業界からは、「産業人の場合、会社との関係は規定及び契約での関係で会社への忠誠 も規定しているわけではない」、「忠誠は、規定や契約で明確にするもの」等、注目すべき 指摘が多かった、特に、末尾の適切な評価に関するコメントについては、それが大学とい う組織との関係で達成しうるべきものかどうか、法人化に向けての命題であろう、

. 事例4に関する小括

本事例は,教員によって従来から慣用されてきた,企業への発明の譲渡と,TLO の利用という新しいルートとの間のコンフリクトの状況を想定したものであったが,大学における '研究の実施者'と '運営・事務に携わる層'との間に,研究成果の取扱いに関して意

識の乖離があった.研究協力事務担当者の意識を仮に文部科学省が考える望ましい方向とすると,現場の教員のほぼ半数は'現状では'その要望を期待ほどは重視していないことになる(表2-5参照:TLOの利用を優先させるべしとする選択が前者の研究協力関係者で83.9%であるのに対して,研究実施者では45.0%).

TLO を育成してその利用を定着させる方向は望ましいが,発明に関する権利が個人有を原則とする現行制度と整合させながら,そのような方向に誘導するガイドラインを作ることはかなり難しい.国立大学が法人化され,発明に対する権利が組織有(大学有)になれば状況も変わり,ガイドラインを作成することも可能になろう.今回のアンケートにおいても多くの教員からそのような変化を許容する考え方が示された.

『大学への忠誠』に関しては,現在の国立大学という枠組みの中では忠誠を期待することは難しいが,法人化されれば組織への帰属ないし組織への貢献がより重視されることになる.また,それらが利益相反を考える基準になりうるという意見が比較的数多く見られた.大学という組織の構成員としての教員の意識が自発的な力の基になる可能性が示唆された.

産業界から、『忠誠とは信頼できる関係である』とのコメントが示されたが、これは極めて重要な視点である.ここでいう信頼関係とは抽象的なものではなく、教員が特許活動に関与すればその努力が正当に評価され、人事や処遇に反映されることなどを指している.また、大学が用意した TLO の仕組みを優先的に使うことに対しても、他の選択肢よりも優れたサービスが教員に提供されることが信頼のためには必要条件である.ガイドラインを考えるに際しては、このような具体的に裏打ちされた『信頼関係の構築』は一つの第一の達成目標である.

2-5 事例5:個人有発明の奨学寄附金提供企業への譲渡

事例 5 と設問

『織田教授は毎年多数の発明を行っている.発明委員会で個人有と判断された発明の多くは奨学寄附金を提供してくれている企業に譲渡され,同教授を発明者として特許出願されている.織田教授の発明は数社の製品開発に有効に利用され,同教授の奨学寄附金は年々増えている.』

Q5-1. 織田教授が奨学寄附金を寄附してくれている企業に優先的に発明を譲渡していることについてどのように考えますか

選択肢-1 奨学寄附金提供の見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではないと思うが,発明の有効活用のためにはそうするだろう

選択肢-2 寄附への見返りとして発明を譲渡するのは妥当ではない

選択肢-3 その他

Q5-2. 奨学寄附金が利益相反の問題に繋がり得るという指摘についてどう考えますか

なお,設問は大学関係者,TLO関係者,産業界で共通とした.

補足説明: 奨学寄附金はアンケート添付補足説明(p.7)に示すように出捐行為であり、制度を額面通りとると、奨学寄附金の見返りを提供することは不適正な行為となる。 また、奨学寄附金で教員が個人的な利益にあずかることはないので、利益相反上の問題は大学ないし組織レベルで生じる。文部科学省でも奨学寄附金制度が機動的である反面、社会の疑惑や不信を招くことも考えられるため、「外部資金の受け入れにあたっては適切な審査機関を設置して審査を行うとか、教授会等に対し報告を行う等して寄附者等との関係について社会の疑惑を招くことのないよう適切な措置を講ずべく学内規定の整備を早急に行うこと、」としている。

. 選択肢の集計

大学関係者, TLO 関係者および産業界の回答の集計を表2-6に示す.

大学関係者 TLO 関係者 産業界 選択肢 (n=394)(n=20)(n=35)回答数 回答数 比率(%) 比率(%) 回答数 比率(%) 1:発明の有効 182 5 利用のためには 46.2 1 4 <u>25.0</u> 40.0 許容できる 2: 妥当ではな 168 1 0 50.0 1 7 48.6 42.6 L١ 8.6 3:その他 7.9 25.0 3 1 無回答 1 3 3.3 1 2.9

表 2-6 個人有発明の奨学寄附金提供企業への譲渡

注:大学関係者について,選択肢-1と選択肢-2の同時選択6件の内,コメント内容から5件は選択肢-1, 1件は選択肢-2として,また,選択肢-2と選択肢-3を同時選択した1件は選択肢-3としてカウントした.

先ず大学関係者について見ると、回答者394名中、182名(46.2%)が選択肢-1(奨学寄附金提供企業に発明を譲渡は許容できる)を、168名(42.6%%)が選択肢-2(奨学寄附金提供企業に発明を譲渡するのは妥当ではない)を選んだ、その他と無回答の合計は約11%であった。大学関係者については、職務や職責によって選択肢に偏りは生じなかった。TLO関係者と産業界については選択肢-2を選んだ比率が多かった。

. コメントの解析

1 選択肢-1 (奨学寄附金提供企業に発明を譲渡は許容できる)の選択根拠となる 大学関係者のコメントの要約・分類

奨学寄附金制度は利点の多い制度で,ある程度柔軟な運用は許されるべき

- ◆ 広い用途に使える奨学寄附金の一部が発明の譲渡で返されてもかまわない.
- ◆ 教授会等に報告して透明性が確保されていればいい.
- ◆ 大学の研究費になっているのだから問題ない.
- ◆ 柔軟な研究資金の受け入れにはこの方法以外にない.
- ◆ 寄附金の使途・用途は自由なので企業への成果の譲渡も自由である.

奨学寄附金制度は長年運用され不文律的に慣行ルールのようなものができている

- ◆ 奨学寄附金制度は「日本的」紳士協定である.
- ◆ 日本人のメンタリティーから奨学寄附金提供企業にお礼の意味で便宜を図るのは不思議でない。
- ◆ 人間関係の点からやむを得ない.
- ◆ 見返りが言わず語らずに配慮されても問題ではない.

制度にとらわれずに実を取ればいい

- ◆ 実用化に奨学寄附金制度提供企業が役立つ場合が多い.
- ◆ 国家のために実を取るのはいい.
- ◆ 奨学寄附金で関係ある企業は発明の譲渡先として最適であることが多いので結果的に効率的.
- ◆ 特許の経費等を考えるとやむを得ない/特許費用のスポンサーという意味もある.
- ◆ 共同研究に発展する機会になることがある.

慣行の範囲内で運営するのがいいが,留意すべき点もある 例えば:

- ◆ 便宜提供とは区別する.
- ◆ 特許が発生することが予想される場合には奨学寄附金制度はさけて共同研究等にすべき。
- ◆ 譲渡先で発明(特許)が死蔵されないように注意すべき.
- ◆ 透明性を確保するためにTLOを使用すことを考えるべき
- ◆ 基礎研究段階から応用研究に発展しかけたら別の制度に切り替えるべき.
- ◆ 金額も問題である.
- ◆ 見返りの範囲を公的に設定すべき.

奨学寄附金制度の利点を生かしながら欠点を是正して行けばいい

- ◆ 奨学寄附金制度の優れた面を残しながら時代に即した明解な制度に改善・発展させるべき.
- ◆ 共同研究経費等を奨学寄附金制度並に使い勝手のいいものにすべき.

奨学寄附金制度は国立大学における研究運営の不可欠はものになっており,これまでどおりの運用は多くの教員が希望するところであるが,透明性を確保するために運用上の留意点があること,また,研究の発展に応じて共同研究制度や受託研究制度に切り替えるべきという現実的な提言が見られた.

#2 選択肢-2(奨学寄附金提供企業に発明を譲渡するのは妥当ではない)の選択根

拠となるコメントの要約・分類

奨学寄附金制度本来の趣旨を守るべき

- ◆ 奨学寄附金制度の特権を与えられている趣旨を尊重すべき.
- ◆ 共同研究や受託研究として受け入れるべきものを奨学寄附金制度で受け入れることが問題.

透明性やアカウンタビリティーとの関係で問題(利益相反に繋がる懸念)

- ◆ 日本の国立大学の基底部分は公(国)によって支えられている/奨学寄附金制度に支えられているのは一部である 特定の企業に利益還元すると利益相反になる.
- ◆ 学問の自由が侵される.
- ◆ 奨学寄附金が利益相反の問題につながる種々の事例を積極的にPRしてほしい.まだまだ理解されていない企業もあるので学内外に広くPRしてほしい.(TLO関係者)
- ◆ いくつかの理由をつけて正当化する向きもあるが,大部分の奨学寄附金がその趣旨通りの運用がされておらず,利益相反だと考える.(TL0関係者)
- ◆ 奨学寄附金が、利益相反につながりやすいとは考える.適切な制度を作り、企業、大学研究者が適切に対応できるように工夫をしていただきたい.製薬協等で申し合わせをつくり、あいまいな形の奨学寄附金をやめ、共同研究に切りかえるよう心がけているが、十分ではない.(産業界)

大学の特許の根本的な問題は奨学寄附金制度にある

- ◆ 大学の特許の問題点の一つが奨学寄附金との関係である.これをクリアしない限り,特許を 通じた大学の研究成果の技術提携のルール化,システム化,発展はないだろう.
- ◆ 奨学寄附金にする動機のひとつは,成果の特許帰属の問題であるから,これを法的に改善しないかぎり,こういう逃げは永遠に続くであろう.国立大学も産総研のように独立行政法人化を急ぐべきだろう(産業界).

成果のやり取りは大学または TLO を経由すべきである

- ◆ 奨学寄附金が大学を経由するにしても個人的やりとりの範疇で,本業における成果は大学を 通して扱われるべき.
- ◆ 個人の判断で譲渡先を決めることは疑惑を招きやすいので,TLO所属等にするべき.

その他

- ◆ 奨学寄附金提供企業が最適の譲渡先でないことがある
- ◆ 技術移転が増えると奨学寄附金レベルでの発明譲渡は大きな問題になる.
- ◆ 日本の企業が特許を安易に考え,モラルに欠けることと,大学の教官が特許に対しあまりに 無知であることが,下地にあり,まずこの点を改良する必要がある.
- ◆ 直接的な見返りを期待するものではないが,就職や学位取得の世話,意見聴取などが出来やすい.(産業界)

奨学寄附金制度の趣旨を尊重し、透明性とアカウンタビリティーを確保することは利益相反の問題を回避するために重要である.しかしながら、コメントを通覧すると、奨学寄附金提供企業に発明を譲渡することが妥当ではないとする選択と、先に#1で示した許容できるという選択は、実は紙一重の差でそれほど決定的な違いはない.

#3 選択肢-3(その他)の根拠となるコメントの例

その他の多くは選択肢-1と-2のいずれかを選択しかねたものであったが,次に示す幾つかの注目すべき意見がみられた.

奨学寄附金に関わる問題をを利益相反という視点でみるべきではない

- ◆ 奨学寄附金に条件をつけるのは違反だが、条件のつけられていない奨学寄附金で自由に研究した結果生じた特許を、感謝の意を込めて寄附金を提供してくれた企業に譲渡することは差し支えない、譲渡しない自由がある限り問題ないと考えるべき、いずれかの企業に譲渡しなければ実施できないのであるから、それが寄附金を提供してくれた企業であったとしても、そうでない企業であったとしても関係ないはず、産学協力を進める上では、むしろ、こういうことを問題にしないことの方が大切ではないか、民間等との共同研究や受託研究でも、結果的には金銭を提供したものに見返りはある、率先して経費を負担した者にインセンティブがなければ、外部資金の調達を促進することはできない、産学連携を敵視していた時代に構築された論理を産学連携を促進する時代の考え方に都合よく持ち込むことには矛盾がある、
- ◆ こんなことに目くじら立てているから日本の産学協同はなかなかうまくいかないのではないか?
- ◆ 規則整備の遅れが引き起こしている問題であって,これらを直結する議論は正しくない.特 許出願の方にルールを設けるべきで奨学寄附金を利益相反がらみで議論すべきでない.

奨学寄附金制度の規程を改正して知的財産権を見返りに渡してもいいようにすべき

- ◆ 会社が知的財産権の見返りを期待して寄附金を提供してもかまわない.しかし,会社が受領できる知的財産権は資金提供している特定の技術開発を目的としたプロジェクトに関係したものに限るべきある.このような決定はTLOまたは類似機関が行うべきである.これは,奨学寄附金の定義とその規程(通知)を改正する必要があることを意味する.
- ◆ 便宜を期待できないのなら,奨学寄附金は激減するのではないか?共同研究や受託研究制度は使いづらいという意見もあるので,ヒモ付きの寄附のような制度を検討することも考えられる.(TLO関係者)
- ◆ 産業界にとって魅力ある研究に対し奨学寄附金を提供することは妥当な行為で奨学資金提供 企業に、一定のルールの下にインセンティブが与えられることは必要である。そのため、学 内に寄附金提供、成果の帰属、特許権の取り扱いに関するルール作りが必要:選択肢-2(妥 当でない)の回答から引用.(産業界)

上記のコメントは#1にも述べたことと共通する.つまり,見返りが正当化される寄附 金制度が望まれている.

#4 Q5-2「奨学寄附金が利益相反の問題に繋がり得るという指摘についてどう考えるか」との質問に対するコメントの例

奨学寄附金は利益相反に繋がるであろうとする回答が多く,利益相反には繋がらないと するコメントは全体の約10%であったが、以下その全例を示す.

原則論的な観点からのコメント

- ◆ 奨学寄附金の趣旨を尊重する限り利益相反の問題は生じないであろう.
- ◆ 奨学寄附金自体は利益相反に繋がるとは思わないが,制度を正しく理解していない場合には トラブルが起こりえる.
- ◆ 奨学寄附金は大学側からみれば,利益相反と思われるが,企業側からすれば,ある程度の期待を持って奨学寄附金を出しているのであるから当然,ルール化すべき.
- ◆ 外部資金の調達を促進するのは、これからの大学にとっても重要なことであり、奨学寄附金が入ってくることは大学側の利益であり、大学との関係においては利益相反にはならないと

考えるべき.利益相反は,どのようなものにおいても生じ得るのであって,立場によって見解は異なる.受託研究でも,共同研究でも,程度の差こそあれ利益相反の状況は生じる.

- ◆ そうは思わない.誰もタダでお金をくれるわけではないから.
- ◆ 関係ない.個人の自由.
- ◆ 私には奨学寄附金の制度が典型的なあるいは重大な利益相反の状況につながるとは思えない. むしろ奨学寄附金を規定した通知が, (a)大学の研究者と会社の期待に合致しない, (b)寄附 金制度を効果的な技術移転の仕組みにする適切な動機づけを欠いていることが利益相反を生 むのである.
- ◆ 現状では利益相反に繋がっているとは考えにくい.企業が奨学寄附金を提供しているのは直接的な見返りを期待しているわけではない.(産業界)
- ◆ 奨学寄附金は,企業として研究へのアドバイスを主としてルート作りと位置づけており,企業の研究活動推進上の基盤の一つと位置づけられる.必ずしも,明確な見返りを求めるものではないと考えている.(産業界)

制度的な観点からのコメント

- ◆ 個人有の特許についてはその活用は個人に任されており、その権利を利用して大学への寄附を受け入れることは利益相反にはならない。
- ◆ 利を意図して搬出される寄附金は"奨学"寄附金ではない.我が国ではこの点が極めてあいまいであるために様々な問題が起こり得る.起こり得る事態を想定した上で,国立大学にあっては,国(大学),個人(大学に付属する),企業の三者間であらかじめ契約関係を確立し得るシステムを構築すべきである.
- ◆ 大学あるいは大学TLOに帰属とすれば,その方針に従えばよい.方針は試行錯誤をたどるだろうが,成熟した方針(基準)を持つことができるはず.
- ◆ 実情としても,今後の問題としても,奨学寄附金拠出企業 パートナー企業であり,研究遂 行上の様々な不足を相互に補っている関係である.これは制度上の問題を背景に持つので, 大学レベルの問題ではあり,個々の教員の問題ではないと思われる.従って個々の教授の行動に端を発した大学レベルの利益相反のみを取り上げるのは適当でない.
- ◆ 奨学金をもらうことで大学が利益を得ている.教員の個人有となった特許の使用法に関し疑念を抱く人がいるとしたら,その考え方が全体の利益を害している.
- ◆ 奨学寄附金は国に納めるもので個人の利益には直結しない.
- ◆ 奨学寄附金は担当教官名を指定せず大学全体又は部局全体として受けるべき.

運用上の観点からのコメント

- ◆ 奨学寄附金制度を悪用すれば,相反問題につながる可能性は生じる.しかし,この予算は,本来,運用においてきわめて柔軟な面を待ち,利便性は大である.特許出願や譲渡に関しては,利益企業との癒着にならないよう,さらには,研究意欲をそがないような,新たな工夫が必要であろう.
- ◆ 大学が特許出願を支援する方向性を出さないので,奨学金というあいまいな方向へ流れてしまっている
- ◆ 多額の寄附金の場合には,心情的に利益相反の問題になることも想像できる.
- ◆ 企業と大学の研究者が協力し合って技術開発することはむしろ奨励されることで,それを利益相反と呼ぶならば,それは制度がおかしいということではないか.
- ◆ 国立大学法人化に伴い,学内の発明や特許に関する権利を原則法人所有とするか,奨学寄附金の制度のまま,発明教官が透明な手続の下,寄附金を大学に納入させる制度が十分確立されれば余計な疑惑を招くことはない.
- ◆ 公開性と透明性が担保されれば問題はない.
- ◆ 全く便宜提供できないというのは問題.
- ◆ 私は大いに奨励すべきだと思う.問題があるかもしれない.しかし,流動性が高まり活性化まちがいない.奨学寄附金を得る事がどのくらいきつく,しかし,それがなければ研究できない実態を国家機関は知っておられるのか.
- ◆ 奨学寄附金は大学でその受け入れの妥当性をcheckしているので,使い方もガラス張りのため 問題は起こらない.
- ◆ 学内規程によりチェックされており,一応問題が起こらないよう機能している.
- ◆ 奨学寄附金は教員個人で管理されており、その使途についても個人に任せられている、大学レベルでの利益相反の是非は難しいのでは、

. 事例5に関する小括

奨学寄附金制度は教員(大学ではない)と企業との包括的な関係の重要部分であり,かつ大学の研究室運営に不可欠なものになっている.また,企業にとっても大学(特に教員個人)とのパイプとして重要なものと考えられている.このような現状にかんがみ,奨学寄附金制度を利益相反上の問題とリンクさせて取り上げることは昨年度の本プロジェクトでも賛否両論があったが,思いきってぶっつけてみることにした.予想通り.今回,大学関係者,TLO関係者および産業界から寄せられた意見には非常に幅があった(表2-6).また,それぞれのコメントから受ける印象でも,回答者ごとに大きな温度差があると感じられた.

このような運用状況にかんがみると制度を今すぐ利益相反対応ガイドラインの対象と して取り上げることは極めて困難と言わざるを得ない.ここでは,将来に向けての考え方 の幾つかを示すにとどめたい.

公益との関連

経済産業的な側面から大学の公益性について考えると,大学の各種資源や成果がどのような形であっても産業に実質的に活かされればいいのであるから,大学の研究成果が奨学寄付金提供企業に譲渡されることはかまわない.制度に則って利益相反(研究の説明責任)の問題として,奨学寄付金制度を取り上げるのはおかしいとする指摘は十分に理解できる.一方,"国立大学の研究は基底部分は公で支えられている"という指摘にもあるように,奨学寄附金の提供の有無にかかわらず,すべての企業は納税行為を通して大学を支えているのであるから,奨学寄附金を提供しているごく一部の企業に利することは国立大学の公益性にもとるということになる.対立するこのような考え方への基準がガイドラインには求められている.

制度改善の示唆

上に述べた公益性における自家撞着から抜け出す一つの方法は現行制度の改善である. 企業から大学には共同研究制度,受託研究制度および奨学寄附金制度のいずれかによって資金が注入されるが,その大半は奨学寄附金制度を通してである.もし奨学寄附金制度に問題があるとすればその制度を改善するのが当然の施策であろう.

制度改善への提言は本プロジェクトの本旨ではないが、奨学寄附金制度を、その良いところを残したままで、会社が知的財産権の見返りを期待して寄附金を提供できるシステムに改めることが必要であろう。具体的には、欧米における 'sponsored research'に類する外部資金制度の導入と、それを含む大学における産学連携システム全体の改善である⁶.制度改善の

 $^{^6}$ スタンフォード大学における Office of Technology Licensing と Office of Sponsored Research の一体的

考え方の基準のひとつとして利益相反の概念を取り入れることが望ましい。

大学と企業の奨学寄附金制度に関する見方の変化

大学関係者の意見にも奨学寄附金制度のあいまいさ等の問題点を改善すべきという指摘が多く,大学コミュニティーの中で本制度を中心とした産業界との連携を見直すことへの胎動が感じられた.しかし、現在の奨学寄附金制度の温存を希望する意見は依然として根強い.一方,産業界は本制度はむしろ大学側の希望で使っているのであって,もっと明確な制度に切り替える方向を望んでいる声がかなり多かった.奨学寄附金制度の運用に関して,大学関係者と産業界の考え方の間に乖離が生まれつつあるように思われる.

当面の方策

奨学寄付金制度が教員の自己裁量で運用されていることは表 2 - 6 の結果からも明らかである.このことの是非は別にして,もう少し明解な考え方の基準を提供することが望ましいと考えられる.

第一線の自然科学系研究者には、研究の制度の本質を社会科学的に考えるよりは研究活動自体に勢力の全てを注ぎ込みたい人も多いであろうから、そのような平均的な教員を念頭に制度の基本を周知することが必要であろう、そのため、簡潔な文書を配付する、分かりやすい Q&A を配付する、説明会を実施する等が考えられるが、その際に利益相反(研究の説明責任)についても周知する。

大学組織レベルでの利益相反

組織レベルでの利益相反の問題は,現在の国立大学のシステムにおいてはすぐには問題にならないと思われるが,法人化に向けて考慮すべき課題である.大学組織レベルの利益相反に関しては全米大学協会の報告書「個人および大学レベルの金銭的利益相反」(資料24)において徹底的に考察されているので参照されたい.

な運営体制(http://www.stanford.edu/dept/DoR/rph/index.html参照),あるいはグラスゴー大学の Research and Enterprise (研究事業部)における技術移転を含む産学連携の総合的な推進体制.グラスゴー大学の研究事業部については平成12年度利益相反報告書,本編p.17参照.

- 2-6事例6:技術コンサルティング兼業
 - 2-6-1) コンサルティング先の企業からの兼業収入と研究資金受け入れの両立
 - 2-6-2) コンサルティング活動における公的便宜の使用

事例6と設問

『加田教授は若いが癌のバイオテクノロジー研究の大家で多くの企業からコンサルタント就任を依頼されたが,報酬の最も高いオンコ社のコンサルタントに就任した.同教授の大学では内規として時給27,000 円以上であれば学内の審議が必要と定められていた.同教授は煩わしかったので審議の要らない範囲内の報酬で,週10時間,勤務時間外に兼業を行った.コンサルタント収入は年間約1,000万円でほぼ本俸と同額になった.オンコ社は別途,加田教授に年間2,000万円の奨学寄附金を提供した.加田教授の研究室は活気に溢れ,国際的にも優れた教育・研究環境が醸成されていた.』

Q6-1. 教員がコンサルタントに就任している会社から奨学寄附金をもらうことや,共同研究や受託研究をすることに対してどのように思われますか

選択肢-1 問題ない 選択肢-2 問題がある

Q6-2. 本務と兼業に,教員が時間や学内で提供される各種便宜(備品や通信手段など)を区分して使うことは難しい面があると思いますが,どのように対処すればいいでしょうか

選択肢-1 教員の裁量で判断すればいい 選択肢-2 ルール化を検討すべきである

選択肢-3 その他

なお,設問は大学関係者,TLO関係者,産業界で共通とした.

補足説明:海外の大学における利益相反のマネジメントのルールでは,コンサルタントを大学の事業としてではなく,個人的に実施する場合には,大学の名前の入った便箋の使用を制限することにまで言及し,けじめをつけるよう注意を喚起している.もし大学の施設設備やサービスをコンサルティングに使用すれば利益相反上の問題になる.

本章では Q6-1と Q6-2への回答をそれぞれ次の項だてで解析した:

- ■コンサルティング先の企業からの兼業収入と研究資金受け入れの両立〔2-6-1)〕
- ■コンサルティング活動における公的便宜の使用〔2-6-2)〕
- 2-6-1)技術コンサルティング先の企業からの兼業収入と研究資金受け入れの両立
 - . 選択肢の集計
 - Q6-1における選択肢の選択状況を表2-7に示す.

表 2-7 技術コンサルティング先企業からの兼業収入と研究資金受け入れの両立

	大学関係者		大学関係者 TLO 関係者		産業界	
選択肢	(n=394)		(n= 2 0)		(n=35)	
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1:問題なし	2 1 8	<u>55.3</u>	1 0	<u>50.0</u>	1 3	<u>37.1</u>
2:問題あり	1 6 1	40.9	9	45.0	1 8	<u>51.4</u>
無回答	1 5	3 . 8	1	5.0	4	11.4

大学関係者に関しては、回答者394名中、218名(55.3%)が選択肢-1(相当額のコンサルティング・フィーを提供している企業から研究費を同時に受領することは問題ない)を、161名(40.9%)が選択肢-2(同上:問題あり)を選んだ.役職、仕事の重点との関係では、大学トップ(学長、副学長)と研究協力事務で選択肢-2が50%を上回り、選択肢-1と-2の選択順位が逆転した(データ表示なし).TL0関係者の集計結果は大学関係者と類似していたが、産業界の回答パターンは大学トップ(学長、副学長)と研究協力事務と同様、選択肢-2が選択肢-1を上回った。

. コメントの解析

#1 選択肢-1(問題なし)の選択根拠となるコメントの要約・分類

コンサルティングと外部資金受け入れによる企業との連携の 2 つは産学連携の基本で,両者とも推進すべき/制限的なことはよくない

- ◆ 今は国を強くするのが優先課題である.
- ◆ 自己規制で対処できるのでかまわない.
- ◆ 外部資金導入のために良い悪いを言っていられなくなる.
- ◆ 法人化されると両方を積極的に進めることが一層必要になる.
- ◆ 事例にあるような教員こそ今後必要になる.

ルール化が明確で透明性が確保されていればかまわない / ガイドライン作成が必要

- ◆ コンサルティング兼業と外部資金制度をきっちり分けて実施すればいい.
- ◆ 勤務時間に関して透明になっていればいい.
- ◆ 本務に影響がければいい.
- ◆ 報告義務を果たしていればいい.
- ◆ 金銭的なルールに従っていればいい(報酬の基準と公開).
- ◆ 制度において認められるものを問題があるとして責める方がルールを無視していることになる。
- ◆ ガイドラインの作成が望まれる.

大学にも資金が入る仕組みになっていれば構わない

- ◆ 奨学寄附金で同時に大学に研究資金が入っているからいい.
- ◆ オーバーヘッドチャージが大学に入る仕組みになっていればいい.

金銭的なインセンティブは重要である

- ◆ 優秀な研究者は金銭的に厚遇されていい。
- ◆ しかし自分であれば奨学寄附金にしてもらうだろう.

TLO 関係者および産業界による代表的なコメント

◆ 企業にすれば、コンサルタントに就任している教員なら研究業績や人物を十分に把握しており、その教員に研究依頼したいと考えるのは当然ではないだろうか、資金を個人用途でなく公務(研究)に使うのなら問題ないと考える、(TLO関係者)

上記の意見は,『コンサルティングと外部資金受け入れによる企業との連携は両者とも 推進すべきで,制限的なことは避けなければならないが,一定のルールが必要である』と 要約できる.利益相反のガイドラインはまさにそのために必要なのである.

2 選択肢-2 (コンサルティング先企業からの外部資金受け入れは問題あり)の選択根拠となるコメントの要約・分類

公(国)によって支えられているから問題である

- ◆ 大学は,国公私立を含めてその活動は公的な側面が大きく,私企業の経済的利益を目的とする活動とは一線を画すべきであろう.特に,国公立は,その責任が大きい.日本国民が大学の役割をどのように捉えるかを充分に考えたうえでシステムを作るべきである.
- ◆ 国立大学教員の"公"の仕事と"私"の仕事が説明つかなくなる可能性がある.
- ◆ 大学の主体性がなくなる可能性がある。
- ◆ 企業の下請けになってしまう可能性がある.
- ◆ 特定企業との関係を深めることが不都合である.
- ◆ 企業コンサルタント自体が問題である.
- ◆ コンサルティングは協会等の業界団体にとどめるべき.

教育公務員としての本分が侵される可能性がある

- ◆ 学生の教育に歪みをもたらす可能性がある.
- ◆ 本務に影響する可能性がある.

コンサルティングと奨学寄附金受領や共同研究の実施は分離すべきである

◆ 兼業と奨学寄附金は分離すべき / 共同研究・受託研究は可.

金額的な問題について

- ◆ 本俸と同額のコンサルティング収入を得れば,本務とは何かを問う必要が生じる.
- ◆ 金額は問題である / やりすぎである / 兼業活動は休暇を取ってやるべきである / 心情的な反 発を感じる .

TLO 関係者および産業界による代表的なコメント

- ◆ 本来,コンサルティング業も大学の一業務として行うべきだと考える.その収入の内,何割かを実際にコンサルティングに携わった研究員に還元するシステムを構築すべきものと考える.海外の大学のようにルール化を行うことは必要.(TL0 関係者)
- ◆ コンサルティング契約が企業と大学との間で締結され,大学の職務として教授がコンサルティングを行い,コンサルタント料が大学に支払われ,教授には大学から報奨または賞与の形でその一部が支払われる形態が望ましい(産業界).

. 事例 6 (Q6-1:コンサルティング兼業と外部資金受領の両立)に関する小括 この事例では兼業により本俸とほぼ同額の収入を得,かつコンサルタント先に企業から 多額の奨学寄附金を受領していることを想定した.金額が通常の感覚を超えたかもしれず, そのため,やや心情的な反発が見られた.しかしながら,この事例で示したような金額は,名古屋大学医学部元教授の汚職事件で,年あたり数千万円単位の個人収入があったということからもわかるように⁷,企業にとっては支払う用意がある範囲のもので,決して法外なものではない.本来はこのような'企業にモテモテ'の教員が多数輩出することを期待されるのである.しかし一方では,やはり他人の収入にはナーバスになるのも人間である.利益相反の問題の一部は金銭に関する周囲の感情にも関係している.このようなことに対応するために利益相反のガイドラインには金銭的な基準も明記することが必要である.

2-6-2) コンサルティング活動における公的便宜の使用

- . 選択肢の集計
- Q6-2における選択肢の選択状況を**表 E2 8**に示す.

大学関係者 TLO 関係者 産業界 選択肢 (n=394)(n=20)(n=35)回答数 回答数 比率(%) 比率(%) 回答数 比率(%) 1:教員の自己 裁量で判断すれ 9 6 24.4 5 25.0 2 <u>5.7</u> ばいい 2:ルール化を 検討すべきであ 2 7 3 69.3 1 2 60.0 3 1 88.6 3:その他 2 1 5 3 . 8 3 15.0 無回答 1 0 0 2.5

表2-8 技術コンサルティング活動における公的便宜の使用

大学関係者に関しては、技術コンサルティング活動に公的便宜を使用することについて、回答者394名中,273名(69.3%)が選択肢-2(ルール化を検討すべき)を、96名(24.4%)が選択肢-2(教員の自己裁量で判断すべき)を選んだ、役職、仕事の重点との関係では、大学トップ(学長、副学長)と研究協力事務でルール化を検討すべきとする割合いが75%を上回った(データ表示なし).TLO関係者の集計結果は大学関係者と類似していたが、産業界の回答パターンは大学トップ(学長、副学長)と研究協力事務と同様、選択肢-2が選択肢-1を上回り、かつ9割近くが選択肢-2を選択した。

⁷ http://www.sankei.co.jp/databox/paper/9 9 0 9/2 8/html/0 9 2 8 side 0 6 1.html参照

. コメントの解析

大学関係者の選択パターンは,教員の自己裁量に任すべきが約1/4,ルール化すべきが約2/3であるが,コメントの回答は次の4つのカテゴリーに大別され,それぞれの中でさらにいくつかに分類できる.TLO 関係者の意見もそのいずれかに分類されるが,産業界からの意見にはルール化を強調したコメントが特に多かった.

カテゴリー1. ルール化すべきではない

- ◆ 高いモラルが要求される教員は自己裁量で行動すべきである。
- ◆ 不正を前提としたルールは知的活動を制限するので作るべきではない.

カテゴリー2. ルール化で対応できない

◆ 実効あるルールは無理なので作らない方がいい.

カテゴリー3. ルール化で対応できないからガイドラインで基準を示す

- ◆ 最低限のルール (ガイドライン)を決めて裁量に任せるのがいい.
- ◆ 教官の行動の記録・備品等の使用記録等をめんどうでもつくり実例を基にガイドライン化する.

カテゴリー4. ルール化すべきである

- ◆ 教員の裁量(良識)を明文化(ルール化)する必要がある時代になったようである.
- ◆ 教員の裁量判断だと,客観的にみられないこともありうる.
- ◆ 出来るだけルールを設けるべきで,漸次成熟したルールになるように努力すべき.
- ◆ 法人化を機に制度的見直しをしルール作りを図るべきである.

ルール化にあたって参考とすべき意見

- ◆ 本務, 兼業とも効率の低下をきたさないように, ルールは最小限にとどめた方がよい.
- ◆ 大学のコンサルティング事業とすればいい.
- ◆ オーバーヘッドチャージ(間接費)を徴集する.

その他一般的な意見

◆ 現在の大学は公費で支払うべき内容でも私費によらざるを得ない部分が多々あり、帰宅をして公務を取ることもある.区別は実質難しい.それより成果の公開を義務付けることで対処すべきである.

. 事例6(Q6-2:コンサルティング兼業における公的便宜使用)に関する小括教員が個人的な収入を伴う兼業を行う場合に大学で提供される公的な便宜を使用していいかどうかは,理屈では割切れても実施上の困難を伴う問題である.もともと大学教員はこのような問題とは無関係で,天賦の能力を無償で公に役立てるべきノブレス・オブリージュを考えていればよかったところがある.しかし,時代は変わり,大学教員も経済活動のためのアクターとしての役割を与えられるようになった.教員の能力や研究成果を役立てる有力な手段として企業の研究開発のための技術指導を兼業する活動(コンサルティング兼業)を有償で行うことが奨励されるようになった.

国立大学教員は公(国)によって施設,設備,サービスを提供されており,彼/彼女

等は,公の場で公的な本務と私的経済活動の兼業を行う'二つ以上の身分'を持つようになったのである.

多くの回答者が指摘したように公的便宜の使い分けは,たとえルールを作っても管理が極めて難しい.また,最後のコメントにあるように,教員の多くはほとんど24時間を公務に注ぎ込んでいるので,"細かいことを言わないでほしい"という声が多いのではないかと予測した.しかし予想に反して,回答者の7割近くがルール化に賛同した.

ルール化の方策としての一つは,大学の技術移転部門的な性質を持っている TLO の利用を含めて,大学組織としてコンサルティングを実施することである.もう一つは,例えば,個人的にコンサルタントを行った場合にはコンサルタント・フィーの一定割合いを大学に納入してもらうような間接費の徴取である.このような措置により,コンサルティング活動の公明性,透明性が確保でき,それを実施する教員もつまらない気づかいから解放されるであろう.

 $^{^{8}}$ 当プロジェクトの議論では $10 \sim 50\%$ が示唆された.

2-7 事例 7:個人的収入と公的決定との関係(いわゆる『お手盛り』)

事例7と設問

『事例6の加田教授は癌治療法の開発に関する応用目的の文部科学省の研究予算で癌遺伝子の抑制方法の発明をした.その発明は科学技術振興事業団から国有特許として出願された.その特許に対する権利は同教授がコンサルタントをしているオンコ社に移転された.多数競合した会社がライセンスを希望している中で,特に実績がある訳でもなかったのにオンコ社がライセンシーとして選ばれたことについて,周囲は同教授がオンコ社から相当額のコンサルタント報酬を得ているためではないかとライセンスの過程に疑惑を持った。』

Q-7. 地位や立場を利用して本人またはその周辺に利益(個人レベル,組織レベルを含む)をもたらすいわゆる『お手盛り』という利益相反上の問題についてどのように考えますか

選択肢-1 教員の裁量で判断すればいい 選択肢-2 ルール化を検討すべきである

選択肢-3 その他

なお,設問は大学関係者,TLO関係者,産業界で共通とした.

補足説明:教授が個人的な利益を得ていることによって公的な決定が影響を受けるのは最も初歩的な利益相反である.海外の事例では,お手盛りの典型的な例として,研究費の配分に自らの地位を利用して有利に働きかけることがしばしば挙げられている。このケースも同じ文脈で考えられる可能性がある.将来,国立大学が法人化あるいは民営化され,国費で研究の大半が賄われ,かつ特許権が法人有となり,大学法人として特定の関係にある企業に一見利するような行為があると利益相反上の問題になりうる.

. 選択肢の集計

事例7の3つの選択肢に対する集計結果を表2-9に示す.

表 2-9 地位や立場を利用して本人または周辺に利益をもたらす (いわゆる『お手盛り』の問題)

	大学関係者		TLO 関係者		産業界	
選択肢	(n= 3	94)	(n= 2 0)		(n=35)	
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1:教員の裁量 で判断すればい い	3 1	7.9	2	1 0 . 0	1	<u>2.9</u>
2:ルール化を 検討すべきであ る	3 2 9	83.5	1 3	65.0	3 4	97.1
3:その他	2 5	6.3	4	20.0	0	0
無回答	9	2.3	1	5.0	0	0

注:大学関係者について,選択肢-1と-2の同時選択1件は,コメントに『中間くらい』とあったが,無勢に加担させて便宜的に選択肢-1として集計した.選択肢-2と選択肢-3の同時選択1件はコメント内容から選択肢-3として集計した.

いずれのセクターともルール化を検討すべきであるとの意見が主であったが、その割合

-

⁹ 平成 11 年度利益相反報告書資料編,資料 10 (シンシナティ大学の利益相反のマネジメント, http://www.uc.edu/safety/conflict.html) 参照.

いは大学関係者(選択肢-2選択:83.5%)と比べると産業界では97.1%と著しく高く,他方,TLO関係者では65.0%とやや低かった.

. コメントの解析

コメントは, *本事例は実情に即しておらず, ライセンス先の決定に教授の関与はあり得ない, との指摘と, *ルール化の提言, の二つに大別された.特に前者に関しては, 国有特許では, 共同研究相手企業が委託先企業が TLO などに対しては, 随意契約で譲渡が可能であるが *10, 事例のようなコンサルタント先企業への権利譲渡は通常おこり得ない.また,優先的にライセンスを行うことも可能であり, 相応の事由が必要とされている *11.

したがって本事例は実情に即さないあくまで架空の事例ではあるが、JST や国有特許を取り扱う認定 TLO 等の技術移転機関が国有特許を取扱う場合には教員等が相談にあずかる機会は少なくないであろう。例えば、"この技術の実用化にはどのような会社が向いているでしょうか"などの会話が行われても何ら不思議ではないし、それに対する教員の意見を参考にするのもごく自然である。また、大学発の技術はそのような教員の支援なしには有効に動かせないというのも事実であろう。このように国有特許を譲渡もしくは選択的なライセンスをする場合には、明らかに利益相反上の問題が発生する可能性をはらんでおり、そのことを教員も、大学も、JSTも、TLOも認識しておく必要がある。さらに、TLO は JSTよりも一層教員との密接な連携のもとに運営されるであろうから、利益相反が生じる可能性はより高くなる。

本事例に関しては8割以上の大学関係者が『ルール化を検討すべき』と考えているが, 関連して次のような具体的な提言が示された.

- ◆ 透明性を確保するために公開,入札,外部委員会制度を活用すべきである.
- ◆ 当事者はライセンシーの選定から隔離されるべきである.
- ◆ 国有特許を1社のみにライセンスするのは基本的に問題である.
- ◆ ライセンス先企業の選定理由を公表すべきである

. 事例7に関する小括

承認 TL0¹²が国有特許を取扱うようになると大学教員が国有特許の実用化(商品化)に関与

_

^{10「}国立大学等における特許等の組織的な管理・活用の推進について」(平成12年12月27日、文部科学省学術国際局長、会計課長通知 文学助第230号)(必携p.432)

¹¹ 大学発の国有特許については,非独占にライセンスされることを原則とするが,国益の最大化の観点から,企業に優先的にライセンスされたりすることも可能になっている.なお,国有特許については,JST によって特許出願事務とそのうちで出願人が希望するものについてはライセンス活動が行われている,.

¹²法律上は,国有以外の特許(=個人有,私立大学有など)を扱う「承認 TLO」(法第2条,第4条)と,国有特許等を扱う「認定 TLO」(法第12条,第13条)の2種類がある.(大学等における技術に関する研究成

する機会が増えるであろうから,教員が兼業によって個人的収入を得ていれば国有特許への関リから生じる利益相反の問題がより現実のものになる可能性がある.また,国立大学の法人化にあわせて特許の個人有はなくなり,すべて組織有にする方向が検討されていることにも注意をはらうべきである.何故なら,大学での研究は法人化されても主たる部分は公(国)の経費によって支えられるので,組織有として扱われる特許の大半は公の産物として,その取扱には今よりも明確な説明責任が求められるようになるからである.

果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号),(必携p.96).

2-8 利益相反のガイドライン作成に関する意見

設問 9

利益相反のガイドライン作成に関して次の項目について一般的な意見を求めた. 大学関係者および TLO 関係者への設問

- 1. ガイドラインは必要か
- 2. どこが主体になってどのような手順で進めるべきか
- 3. 今後,利益相反に関してどのような問題がでてくるか
- 4. その他自由意見

産業界への設問

- 1. ガイドラインの必要性
- 2. 産業界が係るべきか否か
- 3. 産業界が係る場合はいかなる機関がいかに
- 4. 自由意見

2-8-1) 利益相反のガイドラインの必要性について

表 2-10 に示すように.ガイドラインが必要とする意見が多く,大学関係者と産業界では回答を記入した方の約9割が何らかの形でガイドラインを作成すべきであるとした.また,それらのセクターではガイドラインではなく,法制で対応すべきであるという意見も一部見られた.

表 2-10 利益相反への対応のためのガイドラインの必要性 (アンケート回答の記述内容から判別し集計)

セクター	要否記入 回答数	ガイドライン ではなく法制 化が必要	ガイドライン は 必要	ガイドライン は 不要	ガイドライン の 要否の別不明
大学 関係者	2 9 9	6 (2.0)	266 (<u>88.9</u>)	10 (3.3)	17 (<u>5.7</u>)
TL0 関係者	1 7	0 (0)	1 2 (<u>7 0 . 6</u>)	4 (<u>23.5</u>)	1 (5.9)
産業界	3 4	3 (<u>8.8</u>)	3 0 (<u>8 8 . 2</u>)	0 (0)	1 (2.9)

コメントは多岐に亘ったが大学関係者の意見は次のように要約される.

✓ 時代の要請によって,大学と大学教員は多様な産学連携に参画することになり,さまざまな外部資金への対応や,特許,兼業等に関係する機会が増大する.現状では我が国の産学コミュニティーは未熟で,大学教員は産学連携活動のルールを必ずしも十分に知っているとは言えない.一方,国立大学の法人化の問題も抱えている.大学の自主性が尊重され,教員(あるいは各大学)が自らの認識と判断で多様な事例に対応することは成熟社会では理想形であっても,今のような遷移状態ではやはり何らかの統一的なガイドラインがあった方が望ましい.この時点で,ルールとそ

の背景にある説明責任(公益性,公平性,透明性)の考え方を明確化して周知を図れば,教員が,今よりも高いモチベーションで産学連携を実施することが可能になると考えられる.

- ✓ このようなプラスの面での期待がある一方で,ガイドラインは倫理法と同様,教員の行動の枠組みを規定するものである以上,教員と大学による自由で個性的な産学連携活動を妨げるマイナス面があるこも否定できない.
- ✓ 上記のプラスとマイナスのバランスへの配慮が最も重要であり、少なくとも当初は 考え方の周知を主な目的として、ルール自体はなるだけ緩やかで、非強制的なもの を指向すべきである.また、運営も硬直的にならず、なるだけ自律的に行われるべ きである。
- ✓ 方法としては,今回の調査のように,具体的な事例を中心に特許や兼業等に焦点を 絞ってガイドラインを作成するのがいいであろう.
- ✓ 一方で,ガイドラインには限界があり,法制により,場合によっては厳しい罰則規程も設けて対応すべきとの指摘,ガイドラインの作成の前に職務規定の確立,契約の概念の確立等,先にしなければならない作業があるとの指摘がみられた。

次の指摘も注目される.

- ◆ ガイドラインは必要.ただし,それ以前の大学側のあり様として利益相反に悩むような状況 の創出が必要.利益相反があるので産学連携が出来ないというのはおかしい.(産業界の意見)
- ◆ 国立大学だけの問題ではない . (私立大学 TLO 関係者)
- ◆ 私立大学でも産学連携に関連したルールを検討すべきである .(産業界)
- ◆ 一般に大学側の意識が低いのでガイドラインは必要 .(産業界)
- ★ ガイドラインがないためにエネルギを調整やさぐりのために使っているのは無駄である. (産業界)
- ◆ 発明者の権利などを明確にし,適切な競争,効率的な事業化が図れるルール化は必要と考える.今後,大学研究者がベンチャー企業を設立する場合が多くなり,企業家と大学研究者の 二重性が出てくる.疑惑を招かないようガイドラインの制定は必要.(産業界)

2-8-2) 利益相反のガイドラインを作成する場合の進め方について

大学関係者と TLO 関係者には『ガイドラインの作成にあたって主体的に作業を進める機関や手順』について質問した.

大学関係者からの回答 1 8 9 件にガイドライン作成作業を進めるために適した機関が記入された主なものは表 2 -11 のとおりである.また,表に示したもの以外に共同研究センターまたはセンター長会議が 4 件,TLO または TLO 協議会 3 件の外,当プロジェクトのようなところが 3 件挙げられた.一方,TLO 関係者からの回答では,何らかの機関が記載されていた 7 件の内,TLO と AUTM (Association of University Technology Managers,米国大学技術管理者協会)のような機関が関与すべきとする回答が 3 件挙げられた.

表 2-11 大学関係者が利益相反ガイドライン作成にあたるべきとした機関

ガイドライン作成主体として挙げられた主な機関名	件数	比率
文部科学省	5 4 件	28.6%
各大学	3 9 件	20.6%
何らかの国主導(内閣府,省庁横断,単に国レベルとしたもの等)	20件	10.6%
国立大学協会	15件	7.9%
何らかの機関名が挙げられた回答の総数	189件	100%

産業界には利益相反のガイドライン作成に産業界がかかわるべきか,また,かかわるとすればどのような機関がいいかについて質問したが,これに関して意見を記入した33の内28件(84.8%)が産業界が関与すべきと回答し,4件(12.1%)が産業界の意見は参考程度に聞けばいい,1件(3.0%)が産業界がかかわる場面がないとした.また,関与すべき機関としては経済団体連合会,関西経済連合会のような経済団体を挙げた.

上記の意見から,文部科学省の主導で産官学の有識者で検討するのと平行して,国立大学協会のような協会でも検討することが望ましく,特に.産業界は大いにに係るべきであると要約される.

2-8-3) その他の意見

利益相反に関する大学関係者、TLO関係者及び産業界の意見を表 2-12に分類して示す. なお、大学関係者とTLO関係者に関しては設問3と4(今後予想される問題点と自由意見)、 産業界については設問4(自由意見)として述べられた意見から概念抽出して,表の該当 項目に割り振った.なお,表には大学関係者236例,TLO関係者9例,産業界12例を 合計して示した.

小分類で最も多かった意見は,利益相反のガイドライン作成に当たっての方法論(B-1) と利益相反のガイドラインによってもたらされうる副作用回避の必要性(A-2)であった.

表 2-12 利益相反に関する自由意見の分類と集計

	分 (内 容)	例数	順位
A	A 1 必要性 (産学連携の活発化,特許機会の増加,兼業におけるトラブル回避,外部資金対応等のために利益相反のガイドラインが必要)	1 1	
ライン	A 2 副作用回避の必要性 (利益相反のガイドラインを緩やかなものにしないと自由度が失われて教 員の意欲や活力が低下する等の副作用が懸念されるのでその回避が必要)	3 1	
	A 3 補足意見 (忠誠に関する意見,企業の理解の必要性等)	1 4	
	B1 方法論 (ガイドラインで取り上げるべき項目,構築プロセス,留意点等)	3 4	
B ガイド ライン	B2 体制整備 (ガイドラインを運用するために必要な人的,制度的,組織的,機能的課題 等)	1 3	
作成	B3 説明責任 (透明性,公明性,公平性や情報公開,公的利益の認識の重要性等)	1 8	
	B4 周知・啓蒙 (利益相反の概念とガイドラインの意義を周知・啓蒙することの重要性等)	1 6	
C 意識改	文革・倫理観等 (産学連携に係るに当っての教員の意識や倫理観等)	1 5	
D 大学0	D使命 (産学連携活動が幅広い大学の使命の一部であること等)	1 4	
	E 1 特許 (特許に関連した利益相反上の課題)	1 8	
E	E 2 兼業 (兼業に関連した利益相反上の課題)	1 1	
特定課題	E 3 奨学寄附金 (奨学寄附金に関連した利益相反上の課題)	3	
	E4 評価・処遇 (産学連携活動を評価や処遇に還元させることに関連した利益相反上の課 題)	1 0	
	F1 独法化 (利益相反との関係の有無にかかわらず独法化の問題を指摘)	2 4	
F その他	F 2 技術移転 (利益相反との関係の有無にかかわらず技術移転や TLO の問題を指摘)	4	
	F3 科学・大学論 (利益相反との関係の有無にかかわらず科学技術や大学の問題等を指摘)	4	
G アンク	rートに対する意見 (アンケートの妥当性,批判,取り扱いに関する意見等)	1 7	
合 言	t	2 5 7	

以下,特記される意見を例示する.

大学関係者:

- < 利益相反のガイドライン作成の方法論に関して(分類:B1)>
- ◆ ガイドラインで取り上げるべき事項: 報告要件のための範囲と具体的な手順

報告された情報の機密性 大学内での利益相反を判定するための責任の所在 問題がある状況を審査し,解決するための手順 ガイドラインを無視する人のための懲罰手順

< 欧米の手法をそのまま日本に導入することへの警鐘 >

- ◆ 産学連携そのものが、旧来の日本の大学教員の価値観と合わないものであり、また、今の大学教員の様々な活動が国策意志決定者には全く理解されていない、大学をとりまく社会の考え方そのものが欧米化しないかぎり、欧米製の産学連携手法を日本に導入することは無理である.(分類:B1)
- ◆ 日本は「契約」に対する厳格さが文化に根ざして甘く,職務規定や役割,権限の規定が欧米に比べて不透明であると考える.したがって欧米流の利益相反を議論するならば,先に規則の整備を山ほどやらねばならないはずであり,それに手を付けないならば,日本で考えるべき利益相反は欧米におけるその基本概念と基本の部分で少し変えざるを得ないのではないかというように思う.今回の設問でも appearance を議論する前にあって当然の規則を作ったらどうかと思うものが見られる.(分類:B2)

<大学の使命(分類:D)に関して>

- ◆ 大学人の活動は、その成果に対する"見返り"を期待して行うものではないと考える、それを実現するためには、社会全体が人間社会における大学の存在の必要性に意義を見いだし、大学人の自由な活動の必要性を認めることが必須である、こうした状況を実現したうえで、経済的利益を追及する行動には、積極的に参加しないことが重要と考える、こうしたことを実現しないと、時代を越えた価値観や画一的でない価値観が育ちにくく、本当に独創的な発明や発見がされなくなる危険がある。
- ◆ 大学の役割は目先の技術開発ではなく,将来の人々と会社が必要とするであろう智恵を蓄え何時でも活用できるようにしておくことである.この点の配慮なくして我が国の国立大学を国際的に一級の大学に育て上げることなど夢のまた夢である.
- ◆ 特許を取得しやすい研究分野とそうでない研究分野があり、両者とも人間が生きていくには 必要な分野である。
- ◆ 公務員の倫理法を運用しているようでは,活動に限界がある.大学自らがいわゆる「利益相反」問題を真剣に考え,大学としての倫理を定めるようにすべきと考える.国立大学教員が 国家公務員である限り,産学連携活動や技術移転活動には限界がある.法人化する機会に, 身分を非国家公務員型とすべきである.

TLO 関係者および産業界からは大学関係者からとはやや違った次のような意見が寄せられた.

- ◆ 企業人に比べての国立大学教員の社会的安住の問題とノーリスク・ハイリターンを望む姿勢 を指摘(TLO関係者,分類:C)
- ◆ 一度振れ過ぎるくらいの状況を経験しても良いのではないか(TLO関係者,分類:C)
- ◆ 発明に対する権利が個人に帰属するのが理解できない;問題の発生源ではないか(産業界, 分類:F1)
- ◆ 「研究成果を活用して社会に貢献する」という大学の使命を,組織ではなく個人である教員が遂行する体制になっていること(特許個人有なの)が大きな問題(産業界,分類:E1)
- ◆ 明確なガイドラインがあることによって大学教員も企業もともに安心して協力していけるのではないか(産業界,分類:A1)
- ◆ 余程,大学と産業界がベクトルを合わせて,やる気をもって研究開発に取り組まないと日本 は沈没してしまう(産業界,分類:C)
- ◆ 今後,日本企業が外国企業と競争して行く際に,日本企業に少しでも国内研究が利用しやすい制度にしてほしい(産業界,分類:A1)
- ◆ ガイドラインは大学の使命と企業活動の本質を認知した上で,産学の連携を強化することを 目的に検討されなければならない(産業界,分類:B1)

アンケート自体に対して厳しい批判もあった反面,利益相反という概念に基づいて 今後の産学連携を考えるというスタンスに関して,幾つかの賛同の意見,あるいは本調査 研究への期待が寄せられたことを最後に付記する.